

実 績 評 価 書

平成 15 年 8 月

政策体系	番号	
基本目標	2	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策目標	2	麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること
		脱法ドラッグの不正使用を防止するとともに、薬物依存・中毒者の治療と社会復帰を支援すること
担当部局・課	主管部局・課	医薬食品局 監視指導・麻薬対策課
	関係部局・課	社会援護局障害保健福祉部精神保健福祉課

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標 1 薬物依存・中毒者に対し相談・指導を行うこと

(実績目標を達成するための手段の概要)

昭和 62 年より覚せい剤乱用の未然防止対策の一環として、覚せい剤相談窓口事業が実施されており、各都道府県の保健所等に相談窓口を開設し、地域住民からの覚せい剤に関する相談等に応ずることとしていたが、平成 11 年度より名称を薬物相談窓口事業と改称し、薬物乱用の予防啓発の観点から、薬物に関する一般的な相談に応ずることとし、精神保健福祉センターでの相談業務も開始した。精神保健福祉センターでは、保健所等では対応が困難な精神保健福祉に関する複雑困難な相談指導を始め、

技術指導及び技術支援 薬物関連問題に関する知識の普及 薬物関連問題に関する家族教室の開催 個別相談指導、を実施することにより、薬物関連問題の発生予防、薬物依存者の社会復帰の促進等を図っている。